

浦添市立小学校における医療的ケア児受入に係る労働者派遣基本契約書（案）

浦添市長 松本 哲治（以下、「委託者」という。）及び〇〇〇〇（以下、「受託者」という。）は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」（昭和 60 年法律第 88 号。以下、「労働者派遣法」という。）に基づき、委託者に対し受託者の雇用する労働者（以下、「派遣労働者」という。）を派遣し、委託者の指揮命令のもと、別紙「仕様書」に記載された業務（以下、「本件業務」という。）に従事させるにあたり、その基本事項について、次のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 受託者は、派遣法及び本契約に基づき、受託者の雇用する労働者（以下、「派遣労働者」という。）を委託者に派遣し、委託者は派遣労働者を指揮命令して業務に従事させることを目的とする。

（総則）

第 2 条 委託者及び受託者は派遣及び派遣受け入れにあたり、それぞれ派遣法その他関係諸法令を遵守する。

2 本契約は、特に定めのない限り、本契約有効期間中のすべての労働者派遣契約（以下、「個別契約」という。）に適用する。

（個別契約）

第 3 条 委託者及び受託者は、受託者が委託者に労働者派遣を行う都度、派遣法及び同法施行規則の定めに基づき、派遣労働者の従事する業務内容、就業場所、就業期間、その他労働者派遣に必要な細目について個別契約を締結する。

2 受託者は、前項の個別契約に基づく派遣就業の目的達成に適する労働者の派遣を行い、委託者に対し当該派遣労働者の氏名、性別、その他派遣法及び同法施行規則に定める事項を通知しなければならない。

3 紹介予定派遣を行う場合には、第 1 項に加え同制度に必要な事項を定め、派遣労働者の同意を得なければならない。

（契約の有効期間）

第 4 条 本契約の有効期間は、契約締結日～令和 9 年 3 月 3 1 日とする。

（契約保証金）

第 5 条 浦添市契約規則第 6 条による

（派遣料金）

第 6 条 委託者は、受託者に対し労働者派遣に対する対価として派遣料金を支払う。派遣料を時給〇〇〇円及び 1 日当たりの交通費〇〇〇円（消費税別）を支払うものとする。派遣料及び派遣期間は委託者の業務上の事由等によりその都度個別契約を定める。

2 割増し派遣料金については、別途個別契約に定める。

3 個別契約の期間中でも業務内容の著しい変更等により、派遣料改定の必要が生じた

場合、委託者受託者協議の上、派遣料金の改定をすることができる。

4 派遣労働者の欠勤等による不就労は、その時間分の派遣料を受託者は委託者に請求できない。

5 派遣労働者が校外学習等に同行する際の移動費及びその他甲が必要と認めた経費については、甲が乙に支払うものとする。

(中途解除を伴わず休業する場合)

第7条 医療的ケア児の欠席等により、派遣労働者に休業が発生した場合には、休業が発生した日数に応じて、派遣料金に個別契約で定める就業時間を乗じ、さらに100分の60を乗じた額を委託者が受託者に支払うものとする。

(派遣料金の請求方法)

第8条 受託者は、派遣社員の勤務実績を月末締めで集計し、委託者に対して請求を行う。

(派遣料金の支払方法)

第9条 委託者は、受託者の請求する派遣料金の請求書を受理した日から30日以内に支払う。

2 委託者は、受託者の指定する振込先口座に振り込むものとする。

3 振込手数料は、委託者の負担とする。

(適正な就業の確保)

第10条 受託者は、派遣労働者に対し適正な労務管理を行い、別途合意する業務の遂行に支障を生じ若しくは委託者の名譽及び信用を害する等の不都合を生じさせないように、適切な措置を講じなければならない。

2 委託者は、派遣労働者に対し適正な職場環境の整備を図ると同時に、労働者派遣法・労働基準法に違反することがないように適切な配慮をしなければならない。

(指揮命令者)

第11条 委託者は派遣労働者を指揮命令して事業のために使用し、個別契約に定める就業条件を守って業務に従事させることとし、委託者の雇用する労働者又は配置校学校長の中から就業場所ごとに指揮命令者を選任しなければならない。

2 指揮命令者は、個別契約に定める事項を守って派遣労働者を指揮命令し、契約外の業務に従事させることのないよう留意し、派遣労働者が安全、正確かつ適切に業務を処理できるよう、必要な事項を派遣労働者に周知し指導する。また委託者の職場維持・規律維持のために必要な事項を派遣労働者に指示することができる。

3 指揮命令者は、保健師助産師看護師法の規定を厳守する。医師の指示がない限りは、派遣労働者に医療行為を行わせてはならない。

4 指揮命令者は派遣労働者に、金銭・有価証券を取り扱わせないこととする。取り扱いにおいては、委託者の責任において行う。

(苦情の処理)

第12条 委託者及び受託者は派遣労働者からの苦情の申し出を受ける担当者を選任し、派遣労働者から申し出を受けた苦情の処理方法、委託者受託者間の連絡体制を定

め、個別契約書に記載する。

- 2 派遣労働者から苦情の申し出があった場合、委託者及び受託者は互いに協力して迅速に解決に努める。

(業務上災害等)

第13条 派遣就業にともなう派遣労働者の業務上災害については、受託者が労働基準法に定める使用者の責任ならびに労働者災害補償保険法に定める事業主の責任を負う。通勤災害については、受託者の加入する労働者災害補償保険法により派遣労働者は給付を受ける。

- 2 委託者は、受託者の行う労災申請手続き等について必要な協力をしなければならない。

- 3 委託者は、派遣法及び同法施行規則に定める労働基準法・労働安全衛生法等の適用に関する特例の定めに基づき派遣労働者の労働基準・安全衛生の確保に努める。

(派遣労働者の交替等)

第14条 委託者は、派遣労働者が本件業務を遂行するにあたり、遵守すべき本件業務の処理方法、定め等に従わない場合、又は本件業務の遂行能率が著しく低く本件業務の遂行に支障が生じると判断した場合は、受託者にその理由を示し、派遣労働者の交替を要請することができるものとする。

- 2 受託者は、前項の規定による要請があった場合、当該要請について速やかに調査し、当該要請が正当と認められる場合は、遅滞なく委託者が要求する条件に合致する派遣労働者を新たに派遣しなければならない。

- 3 派遣労働者に、傷病その他本件業務の遂行の継続に支障が生じるおそれのあるやむを得ない事由がある場合も前各項と同様とする。

(損害賠償)

第15条 派遣業務の遂行において、派遣労働者が故意または重大な過失により委託者に損害を与えた場合、受託者は、委託者に法律上の賠償責任を負うものとする。ただし、その損害が指揮命令者その他委託者が使用する者（以下、本条において「指揮命令者等」という）の派遣労働者に対する指揮命令等（必要な注意・指示をしなかった不作為を含む）により生じたと認められる場合はこの限りではない。

- 2 前項の場合において、その損害が派遣労働者の故意または重大な過失と指揮命令者等の指揮命令等との双方に起因するときは、委託者受託者協議して損害の負担割合を定めるものとする。

(派遣労働者の個人情報・個人秘密の保護)

第16条 派遣労働者の個人情報の保護に適正を期すために、受託者が委託者に提供することができる派遣労働者の個人情報は、派遣法第35条の規定により派遣先に通知すべき事項のほか、当該派遣労働者の業務遂行能力に関する情報に限るものとする。ただし、目的を示して当該派遣労働者の同意を得た場合又は他の法律に定めのある場合は、この限りではない。

- 2 委託者は、受託者に対し派遣労働者の事前面接、履歴書の送付を要求する等、派遣

労働者を特定して派遣の役務の提供を求めたり、派遣労働者を特定する個人情報の提供を要求しないものとする。

- 3 委託者及び受託者は、派遣労働者に関し知り得た個人的秘密を正当な理由なく他に洩らしてはならない。

(機密保持)

第17条 受託者は、個別契約で定める派遣事業の遂行により、知り得た委託者の業務に関する機密事項を第三者に漏洩しないものとし、これを派遣労働者に遵守、徹底させる。本契約終了後においても同様とする。

- 2 委託者は、派遣労働者に対し、委託者の機密事項や機密管理の教育を行い、受託者を通じ委託者に対する守秘義務履行の誓約書の提出を求めることができる。

(本契約の解除)

第18条 委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、受託者に損害が生じても、委託者は、損害賠償の責除することができる。

- (1) 受託者が自己の責めに帰すべき理由により、この契約を完全に履行しないとき、又は完全に履行する見込みがないと認められるとき。

- (2) 受託者がこの契約に違反したとき。

- 2 委託者は、契約の解除を行おうとする場合において、受託者から請求があったときは、当該契約解除の理由について受託者に対して明らかにするものとする。

- 3 委託者及び受託者は、受託者の派遣労働者の責に帰すべき事由によらず契約の解除を行おうとする場合には、委託者又は受託者は、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図るものとする。尚、新たな就業機会の確保ができない場合には、委託者は契約の解除を行おうとする日の 30 日前に受託者にその旨を予告しなければならない。当該予告を行わない場合は、委託者は受託者に対して解雇予告手当の賠償を行うものとする。

(権利業務の譲渡等)

第19条 委託者及び受託者は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、本契約及び派遣契約により生じる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならないものとする。

(合意管轄)

第20条 本契約について訴訟等が生じたときは、委託者の所在地を管轄する地方裁判所を所管裁判所とする。

(協議事項)

第21条 本契約に定めのない事項及び本契約の履行に関し疑義を生じた場合は、派遣法を尊重し委託者受託者双方誠意を持って協議し円満に解決する。

本契約締結の証として本書 2通を作成し、委託者受託者両者記名捺印のうえ各1通を保有する。

令和8年 月 日

(委託者) 沖縄県浦添市安波茶一丁目 1 番 1 号
浦添市長 松本 哲治

(受託者)